

発議第7号

令和6年9月26日

木津川市議会

議長 長岡 一夫 様

提出者 木津川市議会 議会運営委員会

委員長 福井 平和

### 木津川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び木津川市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

#### 提案理由

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）」が令和6年6月7日に公布されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年木津川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、木津川市情報公開条例（平成19年 <u>木津川市条例第7号</u> ）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。	4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、木津川市情報公開条例（平成19年 <u>条例第7号</u> 。以下「 <u>情報公開条例</u> 」という。）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
5～9 (略)	5～9 (略)
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）	10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）

第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。

1 1～1 3 (略)

(利用及び提供の制限)

第1 2条 (略)

2～4 (略)

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

第3 8 条第1 項第1 号	又は第1 2条第1 項及び第 2項の規 定に違反 して利用 されてい るとき	第1 2条第5項の規定により読み替え て適用する同条第1項及び第2項(第 1号に係る部分に限る。)の規定に違 反して利用されているとき、番号利用 法第20条の規定に違反して収集さ れ、若しくは保管されているとき、又 は番号利用法第29条の規定に違反し て作成された特定個人情報ファイル (番号利用法第2条第10項に規定す
-------------------------	---	--

第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

1 1～1 3 (略)

(利用及び提供の制限)

第1 2条 (略)

2～4 (略)

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

第3 8 条第1 項第1 号	又は第1 2条第1 項及び第 2項の規 定に違反 して利用 されてい るとき	第1 2条第5項の規定により読み替え て適用する同条第1項及び第2項(第 1号に係る部分に限る。)の規定に違 反して利用されているとき、番号利用 法第20条の規定に違反して収集さ れ、若しくは保管されているとき、又 は番号利用法第29条の規定に違反し て作成された特定個人情報ファイル (番号利用法第2条第9項に規定す
-------------------------	---	---

	る特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき		る特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
(略)			(略)
(審査会への諮問)			(審査会への諮問)
第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、木津川市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年木津川市条例第28号）第1条に規定する木津川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。			第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、木津川市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年条例第9号）第1条に規定する木津川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。
(1)～(4) (略)			(1)～(4) (略)
2 (略)			2 (略)

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第10項及び第12条第5項の表の改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。